



横浜市会議長

横浜市長 林 文子

「季節に合わせた軽装での執務」の実施について

日頃より横浜市政に対する御理解、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、平成 14 年度から地球温暖化防止対策として、電力消費が高まる夏季に省エネルギー行動を市民・団体の皆様にも呼びかけ、連携して実施しています。

今年度も季節に合わせた省エネ行動として、冷房温度の適温化、軽装での執務などを予定していますので、御協力よろしくお願ひ申し上げます。

取組開始については、平成 27 年 4 月 28 日（月）14:00 に記者発表を行います。

1 実施期間

平成 27 年 5 月 1 日（金）から平成 27 年 10 月 31 日（土）まで

2 取組内容

(1) 冷房時室温の適温化（28℃）

市役所・区役所等、市の公共施設で冷房を使用する際は室温を 28℃とし、温度管理を徹底します。

(2) 軽装での執務

暑い日には、通気性や吸汗性・速乾性などを重視した衣類を着用し、またネクタイや上着は着用しないなど、暑さをしのぎやすい服装で業務を行います。（気候や体調に合わせて適宜調整することを基本とします。）

(3) 省エネルギー・節電の徹底

ア 不要な照明の消灯

始業時前・昼休み・終業後の執務スペース、また、使用していない打合せスペースや書庫等の消灯を行います。

イ 使用していない事務用機器の電源オフ

プリンター、パソコン、コピー機など事務用機器については、節電モードに設定するとともに、使用していない場合は電源を切るなど、無駄な電気を使用しないよう取り組みます。

今後とも引き続き、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

（連絡先）環境創造局政策課

環境プロモーション担当課長 遠藤

TEL : 671-3830

省エネルギー対策への市会の対応

平成27年度の対応（案）

項目	内容	
1 対象	本会議場・委員会室	市内視察
2 室温	基準を28℃とする	
3 期間	5月1日から10月31日まで	
4 服装	横浜市会会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用は自由とする。職員については、執行機関の取扱いと同様。	
5 き章	はい用できない場合は、議員証の携帯でこれにかえる。	

※項目1、2、4及び5：運営委員会決定事項（平成21年5月15日）

※第2回市会定例会の本会議においては、上着・ネクタイを着用することとする。